

アテネ民主制と僭主制

—ヘロドトス 第三卷 80—82章をめぐって—

中 村 純

はじめに

ヘロドトスの著したペルシア戦争史のなかに、ペルシアの有力貴族たちが、カンビュセス亡き後のペルシアのとるべき国制について議論する場面がある。民主制をとることを主張し、独裁制の弊害を述べたオタネスの論に始まり、寡頭制を主張するメガビュゾスに続き、独裁制をよしとして、民主制も寡頭制もその行き着く先は独裁制にほかならないという見解を示したダレイオスの勝利に終わる。⁽¹⁾ むろんその後、ペルシアの王となったのがダレイオスであったことは天下周知の事実であったから議論の成り行きがそのようなになるのは当たり前と言えば至極当たり前のことであった。しかし、この国制をめぐる議論の部分が紀元前六世紀のペルシアの状況を報告したものであるとしても、そこにはヘロドトスの生きた時代のアテネにおいて行われていた国制論議の反映があると見てよい。⁽²⁾ この国制をめぐる論議の部分の執筆年代についてはさまざま議論があるが、ごく大まかに言って、紀元前五世紀も半ばを過ぎた頃に書かれたものと言つてよいであろう。研究者によっては紀元前四三〇年代ないし四二〇年代を想定する者もある。⁽³⁾ ちなみにヘロドトスが死んだのはペリクレスの死より少し後と想定されている。

ここで筆者の関心を惹いたのは紀元前五世紀後半のアテネにおいて独裁制の是非が議論の対象となっていた可能性があるという事実である。民主制から僭主制が生まれるという点についてはプラトンの著作にもよく似た場面を見いだすことができる。⁽⁴⁾ ギリシア人の政治文化は決して独裁制と相容れないものではなかった。かつてブルクハルトは「僭主制はギリシア的国家

理念の絶対に避けることのできない形態の一つであり、また才能があり野心的なギリシア人なら誰でもその心のうちに僭主と扇動政治家が住んでいた」と述べた。⁽⁵⁾ 民主制の起源として知られるアテネの国制が、ともすれば独裁制に傾きがちな政治文化を背後に持ちながら、そうした性向を巧みに制御することによって作り上げられたものであったと言ったとしても、今さら特に驚くべきことではないのかもしれない。しかし、そのような視角からアテネ民主制のあり方を今一度見直してみることに、何らかの意味はあるのではないかとも思う。

以下、ヘロドトスに現われた国制論議の内容を今少し詳しく紹介しながら、思いつくところを述べてみたい。

一

まずダレイオスの寡頭制批判を見てみよう。

「しかし寡頭制にあつては、公益のために功績を挙げんと努める幾人も人間の間に、ともすれば個人的な激しい敵対関係が生じ易い。各人はいずれも自分が首脳者となり、自分の意見を通そうとする結果、互いに激しくいがみ合うこととなり、そこから内紛が生じ、内紛は流血を呼び、流血を経て独裁制に決着する」。⁽⁶⁾

ここで言う寡頭制とは、メガビュゾスが推賞した「もつとも優れた人材の一群を選抜し、これに主権を付与」⁽⁷⁾する国制を指しているはずである。「もつとも優れた人材（アリストイ）」による政治とは普通貴族制を指すが、より広くとって、いわゆる伝統的な有力者たちによる政治と考へても大過ないであろう。

ここで思い起こされるのは、クレイステネス改革以後エフィアルテスの改革に至るまでのいわゆる重装歩兵民主制期のアテネの政治について多中心的（Polycentric）であったという評価があることである。⁽⁸⁾ この時期にアテネの政治活動を担ったのは、比較的多数の有力者たちであった。彼らは少数のしかし強い人格的結びつきを持つ支持者たちに支えられていた。こうし

た有力者たちが互いに競い合うことによって力の均衡が保たれるという仕組みであったと言つてよいかもしれない。むしろそのために特に制度の面において力の分散化ということに細心の注意が払われていた。アテネ民主制の制度的枠組みを作り上げたとして評されるクレイステネス改革の大きな狙いの一つは権力の一個所への集中を防ぐことにあったと考えて差し支えない。評議會議員が一年任期で重任を禁じられていたこと、ストラテゴス職などに見られる役人の同僚団制など、随所に権力の分散化の工夫を見ることが出来る。このことは、クレイステネスの改革がペイシストラトス家の僭主政治崩壊直後に行われたことを思い起こせば、むしろ当然と言うべきかもしれぬ。有名なオストラキスマスの制度を持ち出すまでもなく、クレイステネス改革によって誕生したアテネ国制の大きな眼目の一つに僭主制防止があったことは言を待たない。

しかし同時にまた、アテネ社会における個々の有力者たちの政治への強い意欲を前提としてはじめて、このような制度が有効に機能し得たであろうということも見逃してはなるまい。少なくとも紀元前五世前半のアテネの有力者たちの間には、「公益のために功績を挙げんと努める」強い意欲があったように思われる。⁽⁹⁾もし仮に「いずれも自分が首脳者となり、自分の意見を通そうとする」有力者たちのうちの誰か一人の願うところが十分に達成されたならば、僭主誕生という事態も起こり得たと考えねばならないであろう。⁽¹⁰⁾一方に僭主誕生という事態にまで逸脱していくかもしれぬ危機をはらんだ、有力者たちの政治への強い意欲があり、他方に力の分散化に特に配慮した制度があつて、その両者が一対となることによつて重装歩兵民主制期のアテネの国制が機能していたと見るのが妥当ではあるまいか。

むしろ今問題にしているダレイオスの批判は寡頭制に対するものであつて、民主制に対するものではない。しかしすぐ後で見ると、⁽¹¹⁾ダレイオスの民主制批判はいわゆるペリクレスの民主制に対するものであつて、いわゆる重装歩兵民主制に対するものではない。エフィアルテス改革以前のアテネ民主制をどう評価するかはとりあえず置くとして、⁽¹²⁾そこから僭主が誕生するとすれば、ダレイオスが述べているような、ことの成り行きの結果であろうと考えて、さして不自然ではあるまい。そして少なくともそのような形で僭主が出現することを阻止するという点では、クレイステネス改革以来のアテネ国制は十分にその

目的を果たしたと評すべきであろう。

しかしエフィアルテス改革以後、アテネにおける有力者間の力の均衡は事実上一人の人物によって甚だしく損なわれることとなった。

二

ツキディデスがペリクレス時代のアテネを評して言った「その名は民主主義と呼ばれたにせよ、実質は秀逸無二の一市民による支配がおこなわれていた」⁽¹⁸⁾という有名な言葉がある。ペリクレスは普通僭主とは呼ばれない。しかし少なくとも政敵メレシアスの子ツキディデスが陶片追放にあつてからペロポネソス戦争勃発直後の疫病によってペリクレス自身が没するまでの二十年近くの期間にわたつて、彼が一人際だつて強い影響力を持つ政治家であつたことは否定すべくもない。アテネではエフィアルテスの改革以後民会が事実上の最高決定権を握るようになったと言われている。その民会の場において多数を占めた下層市民たちの支持こそがペリクレスに独裁者とも見まごう力を与えたと言つてよい。

ところでこの下層市民たちは自分たちのなかから政治家を出すことのない存在であつた。つまりかつての重装歩兵民主制期の重装歩兵たり得る市民たちのようにあくまで原則としてではあれ、彼ら自身が交代で互いに統治し、統治の対象となるというかたちで政治に参与する政治共同体の一成員ではなかつた。言い替えればペリクレスを支えた下層市民とは、彼らの意向を代弁し、事態によっては彼らを保護してもくれるような指導者を常に必要とする人々であつた。

さて、ヘロドトスは国制をめぐる論議のなかでダレイオスに民主制について以下のように言わせている。

「一方民主制の場合には、悪のはびこることが避け難い。さて公共のことに悪がはびこる際に、悪人たちの間に生ずるのは敵対関係ではなくむしろ強固な友愛感で、それもそのはず、国家に悪事を働く者たちは結託してこれを行なうからだ。このよ

うな事態が起り、結局は何者が国民の先頭に立って悪人どもの死命を制することになる。その結果はこの男が国民の賛美的となり、賛美された挙句は独裁者と仰がれることになるのだ⁽¹⁴⁾。

ここで言われている民主制とは、この文章が書かれた時点を考慮に入れれば、⁽¹⁵⁾いわゆるペリクレス型の民主制と考えてよいであろう。ここでは独裁者はエフィアルテス改革以前とはまったく別の経路をとって出現してくる。独裁者はもはや伝統的な有力者（アリストイ）間のしのぎを削る争いから生まれるのではない。不特定多数の大衆（デーモス）に支持を訴えることによつて「結局は何者が国民（デーモス）の先頭に立って悪人どもの死命を制することになる」のだ。独裁者たらんとする人々は、今度は「さながら奔流する河にも似て思慮もなくただがむしゃらにかかつて国事を押し進めてゆくばかり」⁽¹⁶⁾の国民（デーモス）の先頭に誰が立つかを競うことになった。ペリクレスが後に国民の先頭に立つ者（プロスタテース トゥー デーム）と評されたことはよく知られていることである。⁽¹⁷⁾ダレイオスの言うところに従えば、少なくともペリクレスは独裁者（モナルコス）の域にほぼ達していると言えるかもしれない。

振り返ってみれば、古来僭主は下層市民の保護者であった。誰であれ政治家が広範な下層市民の支持を集め、なおかつ僭主たらんとする野心を疑われずに済ますことはきわめて難しかったと想像される。しかしながら、自らの階層から政治家を出すことのできない下層市民は何はともあれ、彼ら全体の利害を代表してくれる者を別の階層に求めねばならない。そして完全民主制下においては広く下層市民の支持を集めた者がペリクレスのように政治の場で成功を収める。僭主の出現が好ましくないのであれば、この段階で国民の先頭に立った人物が僭主化するのを止めることを考えるより他にあるまい。僭主出現の経路が変わってしまった以上、僭主誕生を阻止する方法もまた変化せざるを得ないのが道理であろう。⁽¹⁸⁾思うに、完全民主制下にあっては、かつての重装歩兵民主制下におけるように、有力者たちの力をできるだけ均等化させることよりもむしろ政治の場に立つ者の人物像そのものに監視の目を注ぐことの方に力点が置かれるようになっていったのではないだろうか。

今問題にしている国制論議においても、民主制を最良のものとしたオタネスの独裁制批判は、制度そのものよりも独裁者の

人物像に批判の矛先が向けられている。オタネスの言によれば、⁽¹⁹⁾独裁者は必ず悪行を行う。その理由は主に嫉妬と傲慢の心にある。そして行き着くところ「独裁者というものは父祖伝来の風習を破壊し、女を犯し、裁きを経ずして人命を奪う」。ここにはきわめて端的に僭主を戴くことの弊害が表現されている。シーガーの研究によれば、⁽²⁰⁾このような人物像と重なり合う点が日常の行動に多々あったために実際に僭主たらんとする野心があつたか否かをさておいて亡命を余儀なくされたのが、アルキビアデスであつた。他方、ペリクレスについては、彼が若い頃からペイシストラトスと似ていると見られることを避けるのに十分意を用いていたとする伝承があることが指摘されている。⁽²¹⁾ペリクレスの家で育つたにもかかわらず無邪気に自らの力を誇示する振る舞いの多かつたアルキビアデスとその個人的振る舞いの故に僭主たらんとする野望を疑われて失脚したと見られることを併せ考えた時、若きペリクレスの気配りには単なる体裁の上だけの問題とは言いきれない意味があつたように思われない。

ともあれ、完全民主制期の下層市民とその利害の代弁者たる政治家との結びつきは、重装歩兵民主制期の有力者とその支持者たちとの関係のように社会生活のなかにまで深く根を下ろした強固な人格的結びつきではなかつた。僭主制防止という観点から言えば、この政治家とその支持者たる下層市民との結びつき方の不安定さが、誰かある政治家が長期にわたって継続的に政治の場で過度に強い力を振るうことを妨げ、僭主の出現を阻んだと言ふことができるかもしれない。少なくとも、大衆に僭主の臭いを嗅ぎつけられた政治家は、アルキビアデスのように失脚の憂き目を見ることとなつたであろう。

三

アテネのアゴラ博物館へ行くと僭主制防止を目的としたと見られる碑文を見ることが出来る。僭主制成立を謀るものを殺害しても罪に問わない、あるいは僭主制に加担してはならないなどのことが定められている。この碑文は紀元前三三七／六年、

ちようどマケドニアのフィリップス二世が暗殺された頃に刻まれたものとされている。⁽²²⁾

普通僭主制と言えば、アテネでは紀元前六世紀のペイシストラトス家の支配を指す。ペイシストラトスの長子ヒッピアスがペルシアに去った後は、三三七／六年当時に至るまで、通常の意味での僭主制が施されたことはなかった。この法が刻まれるに至った経緯についても具体的な誰某による僭主制樹立の可能性といった差し迫った状況を指摘することはできないと考えるのが普通である。

にもかかわらず、この時期に至ってもなお、このような碑文が刻まれているという事実そのものが、僭主制に傾きがちな政治文化がアテネ民主制の背後に常に影のように寄り添うものとしてあったことを示唆しているのではないかという想いを筆者は捨てることができないでいる。⁽²³⁾

注

- (1) Herod. 3. 80-82.
- (2) cf. K. A. Raaflaub, *Perceptions of Democracy in Fifth-Century Athens*, in *Aspects of Athenian Democracy*, Univ. of Copenhagen, 1990, p. 41.
- (3) *ibid.* pp. 41f., W. R. Connor, *The New Politicians of Fifth-Century Athens*, Princeton, 1971, pp. 199-206.
- (4) *Politeia* 565D.
- (5) 新井靖一訳、『ギリシア文化史』、第一巻、筑摩書房、一九九一年、二四〇ページ。
- (6) Herod. 3. 82. 以下、訳文は松平千秋訳、『歴史』、岩波文庫、一九七一年による。
- (7) Herod. 3. 81.
- (8) Connor, *op. cit.*, pp. 66-84.
- (9) *cf. ibid.*, pp. 175-194.
- (10) cf. A. W. H. Adkins, *Moral Values and Political Behavior in Ancient Greece*, London, 1972, chap. 4.
- (11) 第二節三七—三八ページ参照。

(12) いわゆる五〇〇〇人の国制は一般に穩健寡頭制と評価されているが、この国制は普通、ペリクレス以前の、マラトンの戦士たちの時代の国制に帰ることをめざしたものであるとも言われている。筆者自身はこのように中間的なケースについて強いて民主制か、寡頭制かのどちらかに分類しなければならないとは思っていない。

(13) Thuc. 2. 65. 訳文は、久保正彰訳、『戦史』、岩波文庫、一九七六年による。

(14) Herod. 3. 82. なお、ここに見られる「悪人」ないし「悪事をなす者」については、貴族たるダレイオスの口から出た言葉であることも勘案すれば、下層市民ないしは下層市民の支持を頼りに活動するデマゴグを指すと考えることもできようが、今はこの問題には触れない。

(15) 注(3)参照。

(16) Herod. 3. 81.

(17) cf. V. Ehrenberg, *Sophocles and Pericles*, Oxford, 1954, pp. 99ff.

(18) オストラキスマスが実際に行われたのは紀元前五世紀後半までであった。

(19) Herod. 3. 80. 嫉妬と傲慢は、僭主の人物像を考える場合には特に重要な意味を持つと考えられる。この点に関しては稿を改めて考えてみた。

(20) R. Seager, *Alcibiades and the Charge of Aiming at Tyranny*, *Historia* 16 (1967), pp. 6-18.

(21) Plutarchos *Pericles* 7.

(22) cf. M. Ostwald, *The Athenian Legislation against Tyranny and Subversion* *TPA* 86 (1955), pp. 103-128.

(23) 本稿は、都立西高等学校在学当時以来二十年近くの長きにわたってご指導を戴いている石川先生がご退職なされようとする今、不肖の弟子が取り組もうとしている問題について見て戴こうと思ひ、未だ論文の体をなすには程遠い状態のままに綴らせて戴いた。読者諸賢の寛恕を請う。